

四 歸還部隊軍人軍属に對する金銭給與

(一) 金銭給與の概況

歸還部隊軍人軍属に支給する金銭給與は、平時規定が僅々変更せられ且又上陸直後の短時日の間に他の一般復員及援護行事と密接に連繫して実施する必要があり相當繁忙を極めたが、保官協力一致して迅速確實を旨として行い概ね順調円滑に行はれた。

上陸後内地国立病院に入院する患者に對しては保官出張して之を支給し留守宅渡渡者で地方世話課に於て精算を要する者以外に對しては、努めて現地未支給金とも精算支給した。

尚歸還中 沖縄奄美大島台灣琉球等に歸還する者に對しては一般金銭給與の外現地未支給金の精算支拂をも実施した。

開局以来の給與人員及支給金額は別表第一第四の通りである。

(二)在外者給興の褒遷に就て

在外者の給興は開局以來ニヶ年間優々規定が改変せられた。以下金銭給興の褒遷及準據規定の概要を述べる

／現地未支給係給の精算及退職賞興の支給

開局當初（昭和二十年十月十六日より十一月末頃迄）は昭和二十年八月十八日陸密第五七二九号「陸軍解散に伴ふ給興等に関する件」によ

り現地未支給係給の精算支給（留守宅渡實施者は留守宅渡額を控除し

た額）及退職賞興の支給（留守宅渡實施者は留守宅送金されたものと

看做し之に對しては一切支給しない）を行つた（賞興額は本俸月額

と戦地増俸を類合計額の一ヶ年分）

と退職賞興の支給停止

退職賞興は十一月二十四日「マ司令部」の命に基き十一月三十日「恩

0277

庚号外第参号 八通牒を以て十二月十二日一發部に呈送を以て停止せられた

3 聯隊区司令部に於ける現地未支給俸給の精算は、陸軍省に於ける現地未支給俸給の精算より帰還する軍人軍属は上陸地に於て所定の金銭給與を受けずに直接聯隊区司令部に未支給々興の精算を要求するものが多く且つ其の大部分は給與通報等給與の証據となるものを所持してゐないので昭和二十年十一月二十一日陸普第二三〇五号「外地帰還部隊所屬者の金銭給與に關する件」通牒により止むを得ざる事由で上陸地で所定の金銭給與を受けなかつた者に対しては帰郷地所屬の聯隊区司令部で本人携行の給與通報或由書面を調査の上支給する事に成つた

昭和二十年々々未償興の支給

昭和二十年十一月二十三日陸普第二三〇七号「昭和二十年々々未償興

に關する件」が通牒された

支給額は

(1) 扶養家族をきんの 本俸と本体の二割の合計額の七倍

(2) 扶養家族を有するもの 本俸と本体の二割と家族手当（一人當り五

円に扶養家族数を乗じた額）の合計額の七倍

ので此の賞與は十二月より復員した者に対して支給した（但し留年先

渡実施者は上陸地には支給しない）

々臨時家族手当の改正

十二月一日より「復員廳職員給與處理要領」の實施に伴ひ臨時家族手

當の額は扶養家族一名につき五円であつたが二〇四に引上げられた

6 外地帰還者に對する未支給金錢給與處理要領の制定

昭和二十一年十二月十九日「一復第一〇五号」外地帰還者に對する未支給金錢給與に關

する通牒」があつたので爾后この通牒に依り事務處理を行ふ事と成つた。概要は次の通りである。

(一) 上陸地に於ける處理

(1) 飯還部隊より出納官吏等を設定し留守迄渡の令を除き未支給及飯卸時給與の一切を處理する

上陸地支局 留守業務部 復興經理部は之に關し所要の指導援助と成す事

(2) 非建制等のため同う處理し能はざるものに對しては左の通り處理する

(1) 昭和二十年八月分以降の未支給の俸給、賞與及戦地増俸（營外者）及俸給の留守迄渡を實施しある者の管内者は戦地増俸のみとし俸給給料等留守迄渡實施要領第三條に定むる金額送金實施者により

では昭和二十年十二月分迄の給興は一切実施せず）並に一復第ニ
一〇号（外地より飯還する陸軍軍人軍属に對する飯郷旅費等）に關
する件）に定むる額を給す

(四) 以外の未支給給興（留學定渡に依り今を除く）に付は給興通
報傳給支拂証票又は本人の申告書（部隊長出納官吏 若くは將校
以上の證明を附すると本則とする）を提出せしめこれに依り未支
給期間未支給額に關する證明書を發行し本人をして飯郷地所管の
世話部へ送附又は提出せしむる

(3) (1) に依り飯還部隊自ラ一部に付て處理し能はざる給興ある時は上
陸地支局に引継ぐものとす

(二) 地方世話部の處理

提出（送付）を受けた給興通報類に基き速かに算定の上送金（支拂）

とす

(三) 留弁業務部の處理

留弁宅渡實施要領に依り追給等要する分に付ては一切留弁業務部に於て其の處理となすものとす

(四) 臨時手當及臨時特別手當の支給停止

昭和二十一年八月以降の右手當は内地に於て一切支給を認められぬ事となつた

ノ 級郷旅費の支給及改正

昭和二十一年一月七日附「復第三一〇号」により外地より級還す

る陸軍軍人軍属に對し級郷旅費が支給される事になつた

(イ) 第一次改正

昭和二十一年二月より初められた第十方面軍の復員は急速度に行は

れ上陸地に於て前項のやうな繁雜な般郷旅費の支給は實狀に副はな
い嫌ひがあるので之が改正を要望せられてゐたが偶々三月上旬二月
二十八日附「一復電第三〇四号」(一復第四八〇号)の通牒があり今
迄の「一復第一〇五号」に拘はらず上陸地に於ては准士官以上及軍
需五百円下士官兵には二百円を旅費として支給し地方世話部で未支
給給興の精算をなす場合上記金額を差し引き支拂はれる事になった
ので給興事務は軽減された この措置に依り「或は未支給給興の額
よりも上陸地に於ける旅費の支給金が多い場合があるが其の返納差
理は一應見合せて差し支へない」旨三月三十日「経法第九八号」を
以て通牒せられた

(二) 般郷旅費の第二次改正

五月十七日「一復電第四五五号」に依り聯合軍總司令部の意向で上

陸地に於て支給する般郷旅費は一復第四八〇号（一復電三〇四号）
に拘らず階級身分の如何を問はず三〇〇円一律に支給する事に改め
られた。朝鮮台湾人等も同様である。この通牒は大竹地区に於ては
同日入港した葛城の復員者に對し、又似島宇品地区に於ては、同十日
より夫れくこの通牒を適用した。

8 戦地増俸の支給停止

三月八日附「一復第五三二号」に依り二十一年四月以降戦地より般還
する者に付ては二十年十二月以降の戦地増俸の支給が停止される旨通
牒があつた。

9 復員経理部より金錢給與事務の移管

三月中旬復員経理部より建制部隊に對する金錢支給事務の移管が行は
れ、これに依り上陸地に於ける復員者に對する金錢給與は一本建て行は

れる事と成った

昭和二十年年度末賞興の支給

四月十二日附「一復第七八号」に依り昭和二十年年度末賞興として

臨時家族手当の留守宅渡を受けしもの家族に對し四月末までに留守

宅送金が行はれる事と成った 支給額は設限に於られ最高三五〇円

最低五〇円の金額である

在外者給興の根本的な改正

六月上旬五月十五日附「一復第九〇七号」在外者の給興に關する通牒

に依り在外者の給興に關して次の通り区分規定し根本的に改革せられ

何れも四月一日から適用せられ

在外者給興規定

留守宅渡実施要領

(三) 外地帰還者給與處理要領

(四) 補給金支給要領

又復員經理部の業務移管

六月五日「復第九四九号」に依り復員經理部出張所の業務が當支局に移管された。これにより外地帰還部隊の決算指導並びに部隊出納官、支調製の經理要報、出納官吏、管理期間調書等の調製指導授受係管整理等一切の業務が支局に於て担任する事と成つた。

又復還旅費支給の制限

七月初旬 在外者給與規定第六條に「但し刑中復員する者には支給しなかつた」といふ事項が挿入せられた結果刑の執行途中に於て復員するものに對しては三ヶ月間の復還旅費が支給出来なくなつた。この制限の執行停止となり復還旅費支給の制限の適用外として支給し

たが中央でもこの着には支給差支ない見解であつた

以府傭人工員に對する退職當興の支給

退職當興は昭和二十年十一月二十四日より司令部の指令に基き支給

停止せられたが府傭人工員に限り支給が許可されたので復員者に對し

てはこの通牒（昭和三十一年六月二十八日復第六五号）を周知せしめ該當

者には未支給俸給の精算支給及び支給を受ける如く指導した

は満洲北鮮脱出敗退者に對する敗退時の給興

二十一年七月初旬突然満洲コウ島より熊野丸高松丸の二隻があり敗退

者は一般邦人であつたが其の中に五十名以上の陸軍を人質爲の脱出者

が加はつてゐたこれに對し敗郷旅費の支給の可否が問題に成つたが滿

洲で召集せられ現地で解散又は復員したものに規定上支給しない方

針を採つてゐた處八月十二日附「一復第六七号」通牒により懸案は

解決せられた

16 在外者給與の改正（臨時手當 臨時物價手當の本俸（繰入れと家族手當の改正）

十月一日附「一復第四四二号」通牒に依り臨時手當臨時物價手當を本俸に繰入れられ業務が簡素化された

17 沖繩等に還送する第三国人の留守宅渡金の取扱に就て復員局に於ては沖繩に還送するものは留守宅渡金の取扱について従来の特典規定では不適案と思はれる点あるに鑑み「経留第三六六号」を以て還送沖繩人家族の留守宅渡金受領に關する現狀を定めたる
18 留守宅渡金の精算についての改善

昭和二十一年十一月十二日附「一復第五六三号」に依り留守宅送金実施者に対し昭和二十一年三月より以前の昇給進級による差額追給の失

施行はるる事に成リ之等の處理は昭和二十二年三月末迄に完了する
事が要請されてゐる

19 脱出飲還者の給與について

身分を辨して飯りたるもの處理についで支局並詰部何れに於てなす
の問題があつたが之に對し経第第四九号（昭和二一、一〇、二三）
で世話部に於て世話部に於て実施することとを明らかにせられた

20 内地港湾に上陸する事なく沖繩等外地に直行飲還する軍人軍属の給與
に付て

内地港湾に上陸する事なく外地（沖繩等）へ直行する軍人軍属の給與
は碇泊時間の関係で難しいが飯郷旅費は全員支給し尚時間の余裕があ
る時は未支給と與の精算支給を実施する 若し不可能の場合は該地と
交通再開の節別途調査の上給與金支拂の道を講ずる予定であると一

復第五八九号(十一月十六日)に依り通牒せられた

2/外地に在る兵の給與改善に関する問題

三十一年七月一復第四四二号「在外者給與の切換について」の通牒に依り「ヒルツ」派遣軍に於ては内地に扶養家族を有する兵に對して、下士官以上と同様に家族手当等の給與が実施せられることになったとの見解であつた趣で内地より級遷した部隊は何れ上陸するや直ちに兵の留守宅家族に對する給與につき質問し「兵の給與改善につりては中央に於て研究中であるが未だ家族手当の給與其の他給與の改善は実施の運びになつてゐない」ことを知るや大なる不満をいだき速かにこれを実施を要望してやまふ状況であつた

2/書定加給の支給

暫定加給は「一復第八六五号」(昭三三、二四)により決定せられ

0290

三月四日附「復第九一四号」で増額が行はれる事に成つたが更に四月十日附「復一〇一七号」では前述の「復第九一四号」に依る暫定加給の支給が中止せられた

然し七月二十三日附「復一二七八号」に依り更に増額された金額を四・五・六の三ヶ月間に限り支給される事に成つた。この件に關し經法五十三号（二二・八一六）によつて通牒せられた。

23 特別扱いについて

外地歸還者中入院患者又は沖繩台灣朝鮮等の在籍者で該地へ還送される者は一般の復員者とは違ひ金錢給與にフソては次の如く実施した。

(1) 入院患者

入院患者の未支給々興の精算は原則として世話部に於て行ふのであるが長期に亘り退院右世話部に出頭して精算を受けることは相互に

不便があるの下上陸後速かに未支給金の精算を実施する事にしたのであるが患者もこの措置を感謝してゐる

(四) 非従朝鮮台湾等に収還する者

この處理方法は「一復九〇七号」を初めとして教次に互ひ改正せられたがそれらに基いてこの精算も行はれた

外地収還部隊の携行した經理関係書類の引継

南方収還部隊の携行した經理関係書類は上陸地支局が保管することに定めてゐたが二十二年一月大竹の用鎖王機として復員局に引継ぐことに決められたので六月中旬整理を終へ六月二十四日復員局經理部へ發送(一四〇)欄七月四日同經理部に於て引継を完了した

斯如く在外者に對する給與の改正は記憶の限をもほとゝ墨々実施せられたいが未だ本格的なものと言ひ難く殊に在外兵の給與に就ては根

(55)

0292

本格的な改善が要望せられ中央に於ても鋭意研究中の趣であるから近く合理的な給與が実施せられるものと期待してゐる

五 歸還部隊軍人軍属に對する物品給與

開高當初に於ては歸還軍人軍属に對する被服糧食日用品等の現物給與は支局が実施したのであるが當時は現地で悪戦苦斗を重ね無物となつた比島上りの歸還者が多かつたに拘らず給與すべき資材の集積は極めて貧弱であり終戦直後の混乱した社会状況は官民共に帰還軍人軍属の窮乏を思ひやるものもなく編成直後で職質も乏しく之が收集取得には並々たうぬ苦心と努力を要した

其後援護局が設置せられ歸還軍人軍属に對する現物給與は同局が一般引揚那人と同様に実施する事となり保管資材と共に此の業務も同局に移管した

大歸田錄

事關地方治安

外地歸還軍人軍属の外地よりの持主歸り金野戦郵便所金及現地に於ける
持主給料の米支給金の精算等に於いては帰郷旅費の支給に關する經理會
報時規定の詳細説明指導すると共に更に「スロウリー」を以て一般に
周知徹底を圖り上陸地に於いての處置及歸郷後に於ける手續等に遺憾な
かりしをた

七、敏達部の現地に於ける給與の支給状況及經理関係書類の携行状況

飲還部隊（非建制の單獨飲還者と含む）の現地に於ける俸給等の支給状
 況、經理關係書類、給與通取等の發行狀況は作戦地域の關係に依つて各
 部隊相當の懸隔があり、各々其の特長に應じて處理した。如之等に付いて地
 区毎に述べた如きは其の要りである。

(4)

ノ此時「ニエ」ニシテ此種方面

該地区に於ける條給等の支給は概ね昭和十九年末頃より昭和二十年初
頭頃迄であるが昭和十九年六七月頃より未支給になつてゐる者もあり
つた

經理國係書類給與通數等の發行は、その例外はあるが殆んど持ち歸
つてゐる

又台湾

現地に於ける金錢給與の総額は概ね昭和十九年末頃より昭和二十一年
初頭頃迄である 經理國係書類給與通數等は殆んど全部持ち歸つてゐ
る

「スマトラ」「ラバウル」「佛印」「シヤム」「ジャバ」星条

概ね終戦前後迄支給され特に星条より少く返還者は昭和二十年末から一

十一年三月頃迄支給されてゐる

書類は若干弊行されてゐたが給與通報等は殆んど所持してゐた

「ビル」

最終受給月は概ね昭和二十年十一月前後であり稀に昭和二十年五月より未支給の者があつた

書類の持帰りは殆んどないが給與通報の所持状況は概ね良好であつた

々満洲

概ね昭和二十年七月八月頃迄支給せられ稀に全年五月頃又は昭和二十

一年一月頃迄支給してゐるものがあつた

身分を秘匿する為書類給與通報等は所持してゐない

八支局職員以下に對する給與と其の喪還

(一) 支局職員以下に對する給與

0296

支局職員以下に對する給興は俸給給料及家族手当其他物価騰貴に伴ふ
附加給興並に旅費及時間外勤務手当等であるが屢次の改正に依る追
給整理人員の異動に伴ふ不定期給興所得税の改正等給興事務は相當複
雑繁忙であつたが支障なく確實に実施した

(二) 職員に對する給興の変更

俸給諸給旅費は同局以来屢々改正せられたが其の概要は次の通りであ
る

俸給及諸給

(イ) 同局より昭和二十年十一月三十一日迄は大東亞戦争給興要領同細
則により実施した

(ロ) 昭和二十年十二月一日より昭和三十一年六月迄は「一復第三号」
復員願職員給興要領により実施した

(46)

- 昭和二十一年六月一日より昭和二十一年十一月三十一日迄は「一
復一〇五号」復身片給興要領改正」に依り臨時手當を支給せられ
た。
- (二) 昭和三十一年七月一日より今年十二月三十一日迄の間職員が給興
は本体と臨時家族手當との二本建に改正せられた。
- (ホ) 昭和三十一年七月一日以降「一復第六〇二号」により今年十二月
三十一日迄臨時勤務地手當が創設せられ新俸給の一例に相當する
金額が支給せられた。
- (ハ) 昭和三十一年一月以降一復第八六五号暫定加給支給要領が制定せ
られ又勤務地手當が改正せられた。
- (ロ) 昭和三十一年四月一日以降一復第一〇八七号に依り閉局迄は暫定
加給の増加支給が実施せられた。

0298

(3) 昭和二十二年一月以降、「一復第九一四号」により家族手当の支給額が改正せられた

(4) 昭和二十一年十二月二十七日、「一復第七三三号」により年末一時金が支給せられた

(5) 昭和二十二年三月四日、「一復第九一三号」により一時金が支給せられた

(6) 昭和二十一年八月一日より、「一復第五五二号」に依り退職手当の支給要領が制定せられ、爾后数次の改正が行はれた

又旅費

旅費は用室以来屢々改定せられたが、其の主要なる変更は次の通りで

ある

(1) 公務旅行旅費定額は昭和二十年十二月一日、「一復第四号第一復員

省旅費規則」が制定せられて以来屢々改正せられたが昭和二十三年「一復第一三一九号」に依り同年八月十五日以降旅費定額を改訂せられた

(ロ) 移轉料も右と同様「一復第四号第一復員省旅費規則」に依り教次
に互り改正せられたが昭和二十二年四月一日以降三級官申請乙
額及丙額が一律に支給せられる標になった

別表第三

歸還者交付金支給状況一覽表

給與課在外留隊

月別	大竹支給額	宇品支給額	合 計	備 考
昭和20年10月	一六七、三三八		一六七、三三八	
11	二七〇、五〇三		二七〇、五〇三	
12	三、四五九、〇三二		三、四五九、〇三二	東京、經理部取扱済み
1	一、六八四、七四二	二、〇七八九、二六六	三、七六四、〇〇八	支給額正金済み
2	一、五五六、六七八	五、五四八、一二〇	七、一〇四、七九八	
3	三、八三五、五四一	六、一八八、六二〇	一〇、〇四四、一六一	
4	五、四五一、四七五	三、九七〇、九七五	九、四八二、四五〇	
5	一、九二六、九七五	七、三六〇、〇〇〇	九、二八七、〇〇〇	
6	五、四七四、九四〇	三、〇二五、五二〇	八、五〇〇、四六〇	
7	八、三六六、八〇八	五、二四〇、一〇〇	一三、六〇六、九〇八	
8	三、二九四、三四九	九、五九三、三〇〇	一二、八八八、六四九	
9	一、〇〇一、九六〇	三、一七五、五〇〇	四、一七七、四六〇	
10	四、六八四、四〇〇	七、二二二、四〇〇	一二、九〇六、八〇〇	
11	六、五五〇、〇〇〇	一、六四一、九二〇	八、一九一、九二〇	
12	八、九三三、九八〇	七、六八八、五五〇	一六、六二二、五三〇	
1	三、二〇〇、〇〇〇	五、三三三、二八〇	八、五三三、二八〇	
2		一、三三四、三三八	一、三三四、三三八	
3		一、三二五、〇八五	一、三二五、〇八五	
4		二、四四八、七四〇	二、四四八、七四〇	
5		三、一五一、九八〇	三、一五一、九八〇	
6		一、九一六、五五〇	一、九一六、五五〇	
7		三、三三三、九七八	三、三三三、九七八	
8		五、八四八、〇〇〇	五、八四八、〇〇〇	
9		一、九八四、四九〇	一、九八四、四九〇	
10		八、〇九三、七三〇	八、〇九三、七三〇	
11		七、二七九、九六二	七、二七九、九六二	
12	四、八七八、六八八	三、五〇一、四一〇	八、三八〇、〇九八	
計	四、八七八、六八八	三、五〇一、四一〇	八、三八〇、〇九八	

0303

